

かわさき市民アンケート実施要綱

(目的)

第1条 市政に対する市民の意識を多面的に調査することにより、市民の生活意識や行政に対する意識を明らかにし、市政運営や政策立案の参考とすることを目的とする。

(調査の対象)

第2条 調査の対象は、次のとおりとする。

- (1) 調査地域 川崎市全域
- (2) 調査対象者 川崎市在住の満18歳以上の男女個人
- (3) 母集団 住民基本台帳及び各種住民リスト

(調査の種類)

第3条 調査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 定点調査
- (2) 特別調査
- (3) 属性調査

2 定点調査は、年に1回、毎年継続して行うものとし、原則として次の6項目について調査する。

- (1) 市民の定住状況
- (2) 生活環境
- (3) 地域活動への参加
- (4) 市民の関心ごとと行動範囲
- (5) 市政への関心
- (6) 市政に対する評価と要望

3 特別調査は、各局において必要とする調査について、その意向を調査し、実施するものとする。

4 属性調査は、回答者の属性を調査するもの（フェイスシート）とし、統計

資料、内容分析に使用するものとする。

(市の責務)

第4条 報告書を関係各方面に配布、周知するとともに、調査結果が市政に反映するよう努めなければならない。

(個人情報の適正管理)

第5条 かわさき市民アンケートの実施にあたり、その事務に従事する者は、当該事務により収集した個人情報を個人情報の保護に関する法律に基づき、厳重かつ適正に管理しなければならない。

(総括的事務処理の所管)

第6条 かわさき市民アンケートに関する総括的事務処理は、総務企画局都市政策部企画調整課が所管する。

(その他必要事項)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。